1	2	3
種別	補助対象経費	基準額
医療活動費	無医地区等への巡回診療、へき地診療所等	1か所当たり次により算出された額の合算額
	及び特例措置許可病院への医師派遣等の医療	
	活動等に必要な次に掲げる経費	へき地医療活動経費
	職員基本料	
	職員諸手当	(1)巡回診療等従事者経費
	非常勤職員手当	医 師 61,000円×延日数
	報償費	その他 25,000円×延日数
	諸謝金	(2)巡回診療等自動車経費
	旅費(研究費に計上したものを除く。)	3,700 円×延回数
	備品費(単価50万円未満の備品に限る。	(3) 代診医等派遣経費
	ただし、医療費及び情報通信機器等経費	医 師 61,000 円×延日数
	に計上したものを除く。)	その他 25,000円×延日数
	消耗品費(情報通信機器等経費に計上し	
	たものを除く。)	
	材料費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	光熱水料	
	借料及び損料(情報通信機器等経費に計	
	上したものを除く。)	
	社会保険料	
	雑役務費(情報通信機器等経費に計上し	
	たものを除く。)	
	燃料費	
	委託費	
	公課費	
研究費	学会出席に必要な次に掲げる経費	1か所当たり次に定める額
	旅費(学会出席旅費)	(1) 医療活動年間延日数
		150 日以上
		414,000円
		 (2)医療活動年間延日数
		75 日以上 150 日未満
		310,000円
		(3) 医療活動年間延日数
		50 日以上 75 日未満
		207,000円
 研修費	へき地診療所医師及び地域開業医師を対象	1回当たり 56,000円

	V 77) V V 10 10 10 40 40 40	
	必要な次に掲げる経費	
	諸謝金	
	旅費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
医療費	医療に必要な次に掲げる経費	医療に要した実支出額
	備品費 (単価 50 万円未満の医療用備品に	
	限る。)	
	材料費(医薬品費、診療材料費)	
	雑役務費 (医療機器修繕料)	
情報通信機器	情報通信機器等の導入及び維持運営に必要	1か所当たり次により算出された額
等経費	な次に掲げる経費	情報通信機器等
	報償費(へき地医療拠点病院診療支援シ	ア. へき地医療拠点病院診療支援システム
	ステムに係る経費に限る。)	(912, 810 円 + 76, 420 円)
	備品費(単価 50 万円未満に限る。)	×稼動月数
	消耗品費	イ. へき地・離島診療支援システム
	通信運搬費	(456, 400 円 + 38, 210 円
	借料及び損料	×導入へき地診療所数)
	雑役務費 (修繕料等)	×稼動月数
	委託費(上記に掲げる経費に該当するも	
	の。ただし、へき地医療拠点病院診療支援	
	システムに係る経費に限る。)	
総合的な診療	総合的な診療能力を有する医師を養成する	1か所当たり 2,253,000円
能力を有す	事業に必要な次に掲げる経費(指導を受ける	
る医師育成関	医師に係る人件費・旅費を除く)	
係経費	職員基本給	
	職員諸手当	
	非常勤職員手当	
	報償費	
	旅費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	会議費	
	通信運搬費	
	社会保険料	